

平成30年度

福島町議会定例会9月会議

平成30年9月19日(水)

議会提出議案

福島町議会

平成30年度福島町議会定例会9月会議議会提出議案目次

番 号	件 名	頁
発 委 3	「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出について	1
発 委 4	「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出について	3
発 委 5	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について	5
発 委 6	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について	7
発 委 7	障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について	9
発 委 8	臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について	11

発委第3号

平成30年9月19日

福島町議会議長 溝部幸基様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 川村明雄

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校
統廃合を行わないことを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書

北海道教育委員会（以下、道教委）は平成 18（2006）年 8 月に「新たな高校教育に関する指針」（以下「旧指針」）を発表しました。この「旧指針」によって「高校配置計画」を進めた結果、平成 20（2008）年から道立高校 38 校が閉校となりました。そのうち 18 校は地域唯一の高校の閉校でした。

道教委は平成 30 年 3 月、「新たな高校教育に関する指針」に代わる「これからの高校づくりに関する指針」（以下「新指針」）を決定しました。ところが、「新指針」は「1 学年 4～8 学級を望ましい学校規模」とし、3 学級以下は原則統廃合の対象とする「旧指針」の基本方針をそのまま受け継いでいます。今後もこの「新指針」によって高校統廃合が行われれば、実に 93 校が統廃合の対象となり、46%もの高校の存続が脅かされることとなります。

小規模校では、困難さを抱えている生徒にもよく目がゆきとどき、一人ひとりの子どもたちに寄り添った教育をすることや、地域の特色を生かした教育課程を編成することができます。しかしながら、こうした利点に目を向けずに、「1 学年 4～8 学級を望ましい学校規模」とし、高校統廃合をすすめた結果、高校のない地域では、遠距離通学を強いられる生徒を多く生み出しています。道教委の高校配置計画を策定するために開催される「地域別検討協議会」の参加者からは、「機械的に高校を無くさないでほしい」という声が多方面から聞かれます。長野県のように、学校種や地域の実情を考慮した学校配置の基準を設定している自治体もある一方で、北海道は全道一律の基準で統廃合をすすめようとしています。北海道の広域性を考えれば、「1 学年 4～8 学級を望ましい学校規模」とすることは、まったく現実的ではありません。むしろ、道独自に少人数学級を高校で実施し、子どもたちや保護者・地域住民の声を聞きながら学校づくりをすすめることこそが大切です。また、それが北海道の喫緊の課題である地方創生にもつながっていくと考えます。

いま求められるのは、地域の学校を存続させ、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障です。

よって、福島町議会は、道及び道教委に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

- 1 道・道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないこと
 - 2 道・道教委は、地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、「1 学年 4～8 学級を望ましい学校規模」とする「これからの高校づくりに関する指針」を見直すこと
- 以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき意見書を提出する。

（議決年月日）

北海道松前郡福島町議会議長 溝 部 幸 基

提出先 北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会教育長

発委第4号

平成30年9月19日

福島町議会議長 溝部幸基様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 川村明雄

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

「国の責任による 35 人学級の前進」を求める意見書

さまざま課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、国は平成 23 年度小 1 で、平成 24 年度は加配措置で小 2 の 35 人学級を実施しました。しかし、それ以後、国としての小 3 以降の 35 人学級前進は 6 年連続で見送られました。

国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また、定数増で教職員が子どもと向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

平成 27 年 2 月 23 日の衆議院予算委員会で安倍首相は、「小学校 1 年生、2 年生では (35 人学級を) 実現をしているわけですが、さらに 35 人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたい」と答弁しています。35 人以下学級の拡充は圧倒的多数の父母・教職員・地域住民の強い願いであり、自治体独自の少人数学級は今年度も確実に前進しています。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間の格差が広がっています。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って 35 人以下学級の前進とそのための教職員定数改善を行うことが強く求められています。

子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増で 35 人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。

よって、福島町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

- 1 国の責任で、小学校 3 年生以降の 35 人以下学級を計画的に前進させること
- 2 国は 35 人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること

以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝 部 幸 基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

発委第5号

平成30年9月19日

福島町議会議長 溝部幸基様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 川村明雄

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤
職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

平成 28 年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約 64 万人とされ、いまや自治体職員の 3 人に 1 人が臨時・非常勤職員です。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教員など多岐にわたっています。

また、その多くの職員が、恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。

平成 29 年 5 月 11 日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。

新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

各自治体においては、平成 32 年 4 月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念されます。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記

1. 地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。
2. 新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実に行うこと。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること。
3. 一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行い、また、人材確保及び雇用の安定の観点から、処遇改善等について引き続き検討を行うこと。
4. 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝 部 幸 基

提出先 衆議院議長、内閣官房長官、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

発委第6号

平成30年9月19日

福島町議会議長 溝部幸基様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 熊野茂夫

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年度に創設される森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝 部 幸 基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

発委第7号

平成30年9月19日

福島町議会議長 溝部幸基様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 熊野茂夫

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

障害があるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児者は年々増加している。現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされている。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児者の自立をますます困難なものにしている。

平成26年1月、わが国政府は国連・障害者権利条約の締結国に加わった。条約には、第19条(a)「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、どこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されているとともに、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食料、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとしている。

多くの障害児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいる。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が「長期のショートステイ（いわゆる「ロングショート」）を余儀なくされている問題などは早急に解決すべき課題であるといえる。

よって、こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、「地域か、施設か」「グループホームか、施設か」の選択ではなく、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう、下記の事項を強く要望する。

記

1. 障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
3. 前2項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝 部 幸 基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官

発委第8号

平成30年9月19日

福島町議会議長 溝部幸基様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 熊野茂夫

臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

臓器移植の環境整備を求める意見書

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合にあっては家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人、平成29年の臓器提供者数は77人となっている。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で11,931人、膵臓で206人（日本臓器移植ネットワーク）となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国民が命の大切さを考える中で臓器移植にかかる意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう臓器移植に係る更なる啓発に努めること。
- 2 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
- 3 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。
- 4 臓器移植手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。
- 5 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること。
 - ① ブローカーの厳罰化
 - ② 医師に対する、患者への渡航移植の危険性の告知義務
 - ③ 医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際、厚生労働省への告知義務
 - ④ 違法とは知らないで臓器移植を受けてしまった、善意のレシピエントへの精神面でのケア等

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝 部 幸 基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣